

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和5年2月1日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第8号

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則を廃止する規則

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則を廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)